

## 第2章 広域的条件の整理

## 1. 社会・経済情勢

### (1) 広域的位置

本町は、仙南地域の中央部に位置し、仙南地域では最も面積が小さい町ですが、国・県・広域行政事務組合等の出先機関や施設が集積しており、仙南地域の行政機能の中心的な町となっています。

また、江戸時代には奥州街道の宿場町として栄え、以来商業・各種サービスが集積し「仙南の商都」として発展してきました。近年では、国道4号沿いや小島地区、広表地区にショッピングセンターや専門店を主体とした商業施設の集積度が高まっています。



図 2-1 位置図

(2) 仙南圏域の人口動態

1) 総人口

平成27年国勢調査によると、仙南地域の人口は、大河原町 23,798人、蔵王町12,316人、七ヶ宿町1,461人、村田町11,501人、柴田町39,525人、川崎町9,167人、丸森町13,972人、白石市35,272人、角田市30,180人となっています。

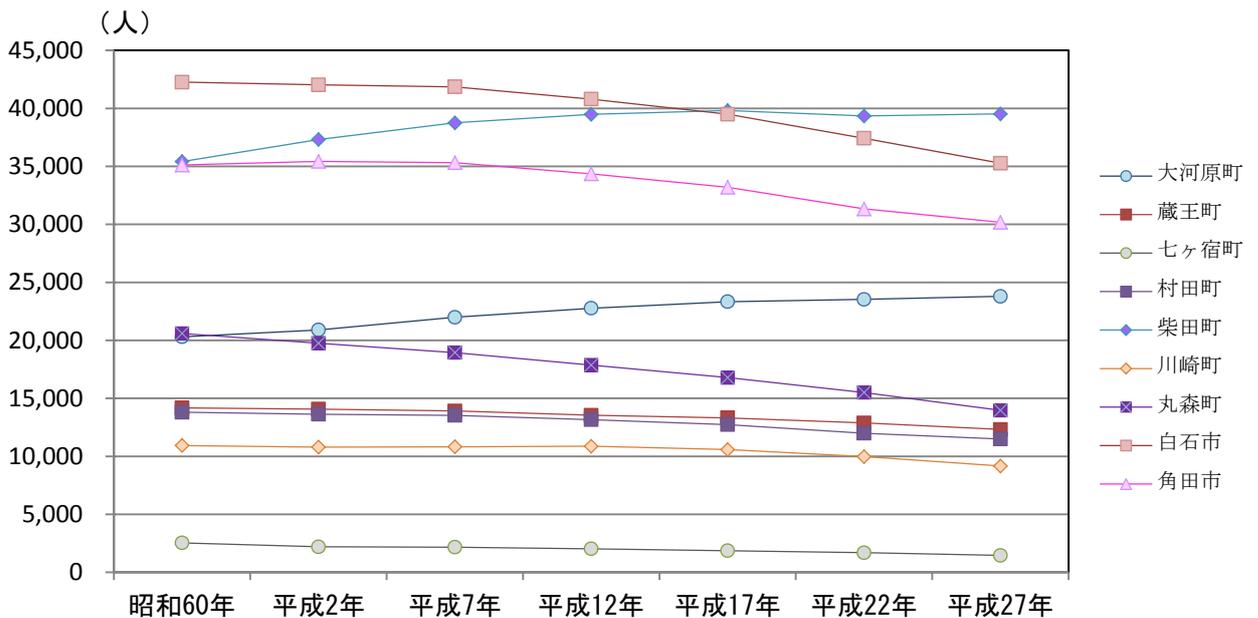
このうち蔵王町、七ヶ宿町、村田町、丸森町、白石市、角田市の6市町では昭和60年より人口減少が続き、川崎町は平成17年より人口減少に転じています。

一方、大河原町と柴田町では人口が増加しており、中でも大河原町は昭和60年比で17.2%増と仙南地域2市7町の中で最大の伸び率となっています。

表 2-1 仙南地域の人口

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	伸び率*1 (%)
大河原町	20,305	20,901	21,995	22,767	23,335	23,530	23,798	17.2
蔵王町	14,175	14,074	13,915	13,545	13,318	12,882	12,316	-13.1
七ヶ宿町	2,543	2,208	2,174	2,034	1,871	1,694	1,461	-42.5
村田町	13,807	13,632	13,539	13,166	12,740	11,995	11,501	-16.7
柴田町	35,416	37,315	38,749	39,485	39,809	39,341	39,525	11.6
川崎町	10,939	10,797	10,829	10,872	10,583	9,978	9,167	-16.2
丸森町	20,598	19,755	18,941	17,868	16,792	15,501	13,972	-32.2
白石市	42,262	42,030	41,852	40,793	39,492	37,422	35,272	-16.5
角田市	35,119	35,431	35,316	34,354	33,199	31,336	30,180	-14.1
仙南地域	195,164	196,143	197,310	194,884	191,139	183,679	177,192	-9.2

出典：「国勢調査」（各年 総務省統計局）  
 \*1: 伸び率の計算は次の式より算出、伸び率={ (平成27年/昭和60年) - 1 } × 100 (%)



出典：「国勢調査」（各年 総務省統計局）

図 2-2 仙南地域の人口の推移

2) 世帯数

平成 27 年国勢調査によると、仙南地域の世帯数は、大河原町9,099世帯、蔵王町3,923世帯、七ヶ宿町567世帯、村田町3,764世帯、柴田町15,121世帯、川崎町2,880世帯、丸森町4,547世帯、白石市12,585世帯、角田市10,398世帯となっています。

仙南地域全体としては、昭和60年より24.6%の増加となっていますが、大河原町と柴田町では昭和60年比でそれぞれ63.6%、50.0%と大きく世帯数が増えています。

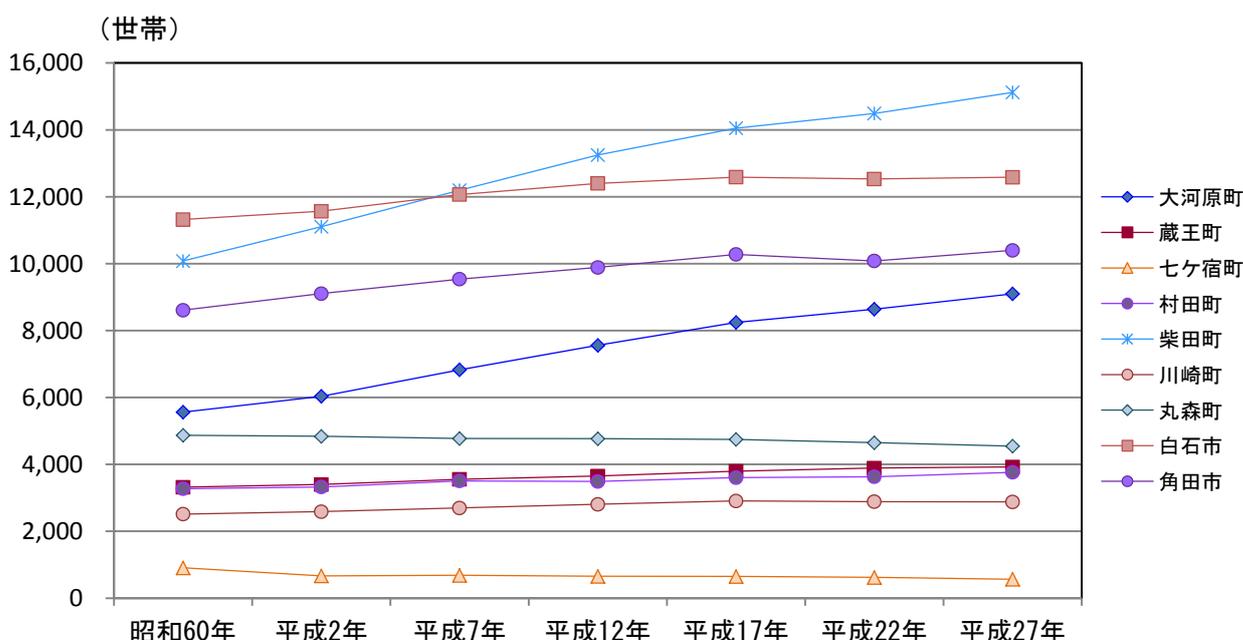
なお、大河原町の世帯当たりの人員は2.62人/世帯と、仙南地域平均（2.82人/世帯）をやや下回っています。

表 2-2 仙南地域の総世帯数

調査年 市町	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	伸び率*1 (%)
大河原町	5,562	6,036	6,828	7,560	8,244	8,641	9,099	63.6
蔵王町	3,319	3,399	3,554	3,651	3,794	3,890	3,923	18.2
七ヶ宿町	907	666	683	656	651	622	567	-37.5
村田町	3,273	3,325	3,506	3,489	3,605	3,630	3,764	15.0
柴田町	10,080	11,107	12,196	13,250	14,052	14,490	15,121	50.0
川崎町	2,514	2,587	2,697	2,807	2,907	2,887	2,880	14.6
丸森町	4,871	4,841	4,773	4,769	4,747	4,649	4,547	-6.7
白石市	11,319	11,569	12,068	12,402	12,587	12,532	12,585	11.2
角田市	8,609	9,107	9,538	9,889	10,277	10,082	10,398	20.8
仙南地域	50,454	52,637	55,843	58,473	60,864	61,423	62,884	24.6

出典：「国勢調査」（各年 総務省統計局）

\*1: 伸び率の計算は次の式より算出、伸び率={ (平成 27 年/昭和 60 年) - 1 } × 100 (%)

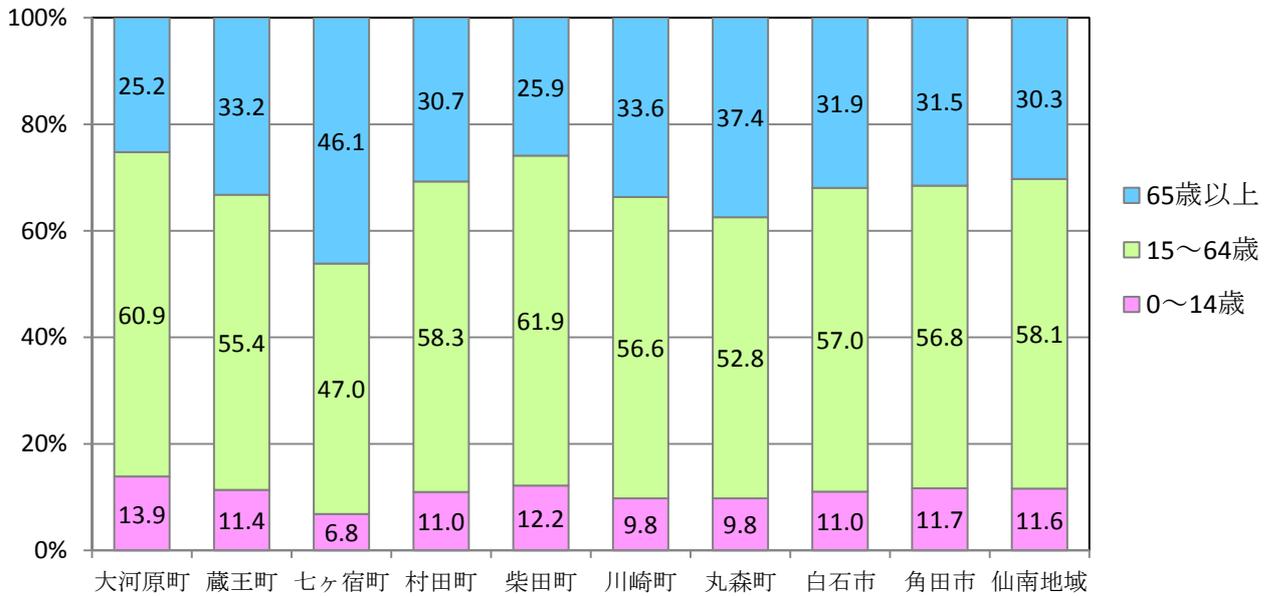


出典：「国勢調査」（各年 総務省統計局）

図 2-3 仙南地域の総世帯数の推移

3) 年齢別人口

本町における平成27年時点の年齢3区分別人口構成は、年少人口（0～14歳）は13.9%、生産年齢人口（15～64歳）は60.9%、高齢人口（65歳以上）は25.2%となっており、仙南地域平均（年少人口11.6%、生産年齢人口58.1%、高齢人口30.3%）と比較して年少人口及び生産年齢人口の構成割合が高くなっています。

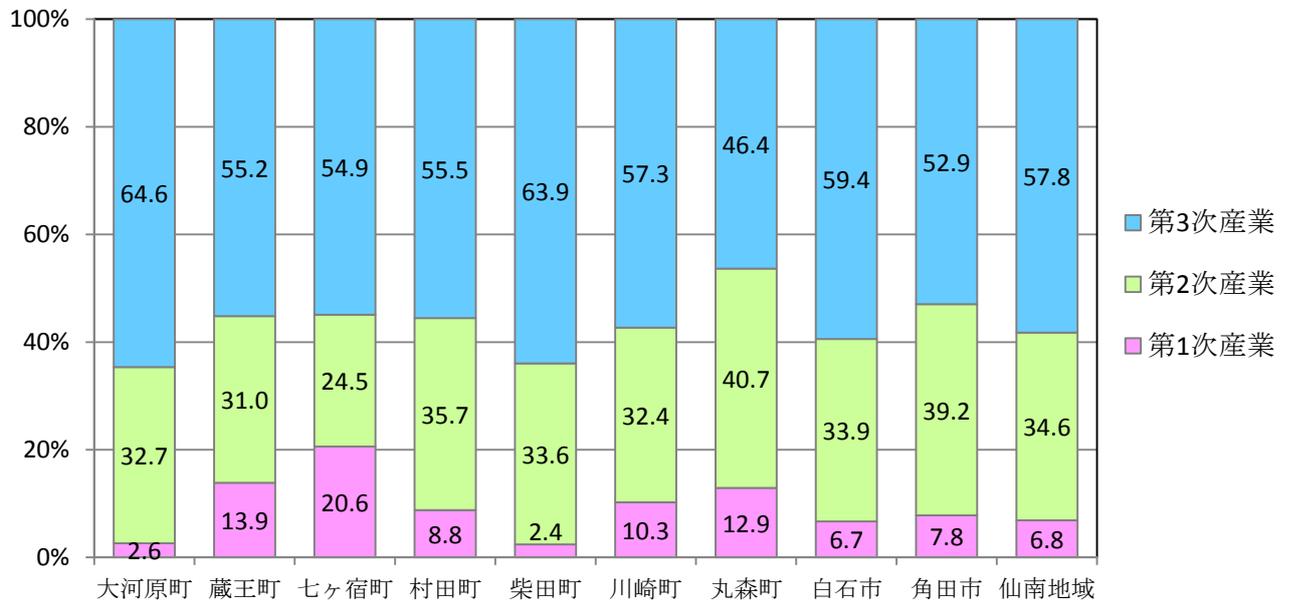


出典：「国勢調査」（平成27年 総務省統計局）

図 2-4 仙南地域の年齢3区分別人口割合

## 4) 就業者数

大河原町の平成27年時点の産業分類別就業者人口の割合は、第1次産業は2.6%、第2次産業は32.7%、第3次産業は64.6%となっており、仙南地域平均（第1次産業6.8%、第2次産業34.6%、第3次産業57.8%）と比較して、第1次産業就業者人口の構成割合が低く、一方、第3次産業就業者人口の構成割合が高くなっています。



出典：「国勢調査」（平成27年 総務省統計局）

図 2-5 仙南地域の産業分類別就業人口割合

(3) 観光客入込数

仙南地域には、蔵王連峰（蔵王町、川崎町、七ヶ宿町、白石市）や阿武隈溪谷（丸森町）などの景勝地があり、平成27年の仙南地域の観光客入込数は600万人を超えています。

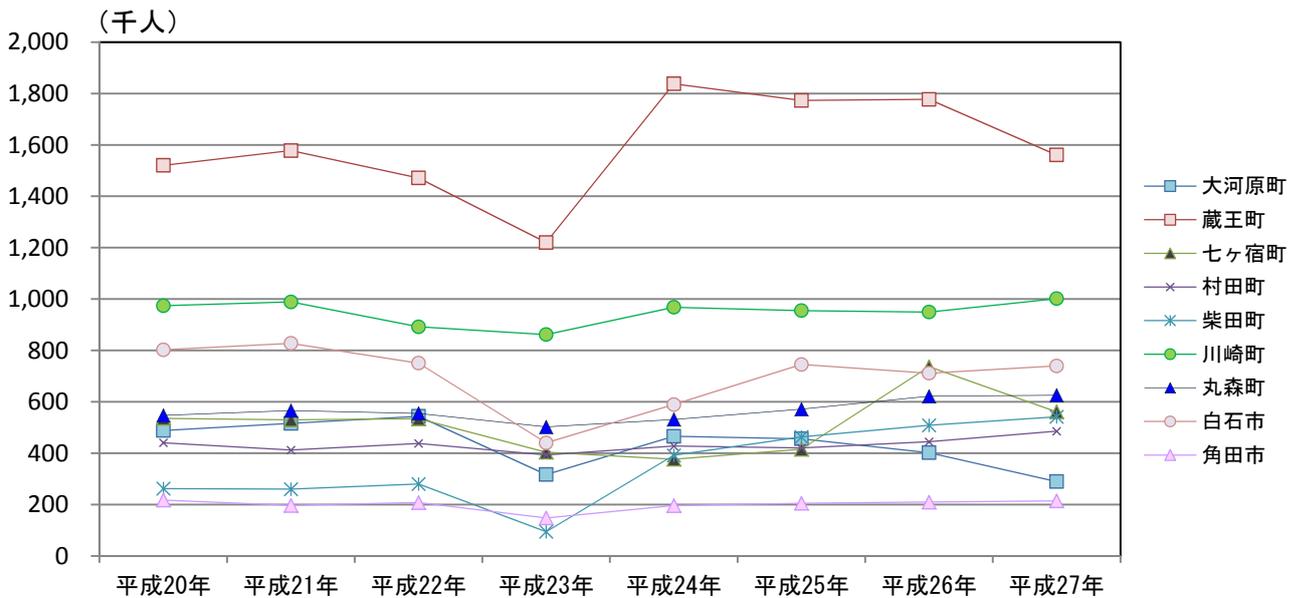
しかし、大河原町の観光客入込数は289,411人と仙南2市7町の中では角田市に次いで2番目に少ない観光客入込数となっており、その大半は「おおがわら桜まつり」の観光客（239,777人）です。

また、仙南地域全体としては東日本大震災のあった平成23年より37.4%増加しているものの、大河原町のみ8.7%減少しています。

表 2-3 仙南地域の観光客入込数

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
大河原町	488,455	516,135	543,709	317,048	465,837	456,143	402,138	289,411
蔵王町	1,520,264	1,577,955	1,471,325	1,219,954	1,837,961	1,773,046	1,777,223	1,560,866
七ヶ宿町	535,655	529,953	533,956	403,777	376,542	415,447	736,494	560,986
村田町	440,513	412,120	438,066	393,258	427,943	420,430	444,465	485,485
柴田町	262,119	260,131	280,238	94,586	391,626	463,243	508,566	541,744
川崎町	973,789	988,960	891,852	861,648	967,969	954,917	949,367	1,001,442
丸森町	547,137	565,659	554,702	502,498	531,300	571,281	621,554	625,590
白石市	802,552	827,587	750,611	440,248	589,212	745,169	711,377	739,555
角田市	217,478	196,709	207,816	147,852	196,139	204,983	209,653	214,347
仙南地域	5,787,962	5,875,209	5,672,275	4,380,869	5,784,529	6,004,659	6,360,837	6,019,426

出典：「観光統計概要」（平成27年 宮城県経済商工観光部観光課）



出典：「観光統計概要」（平成27年 宮城県経済商工観光部観光課）

図 2-6 仙南地域の観光客入込数の推移

## (4) 広域交通網

仙南地域における主要道路及び鉄道の状況は図 1-7 に示すとおりです。

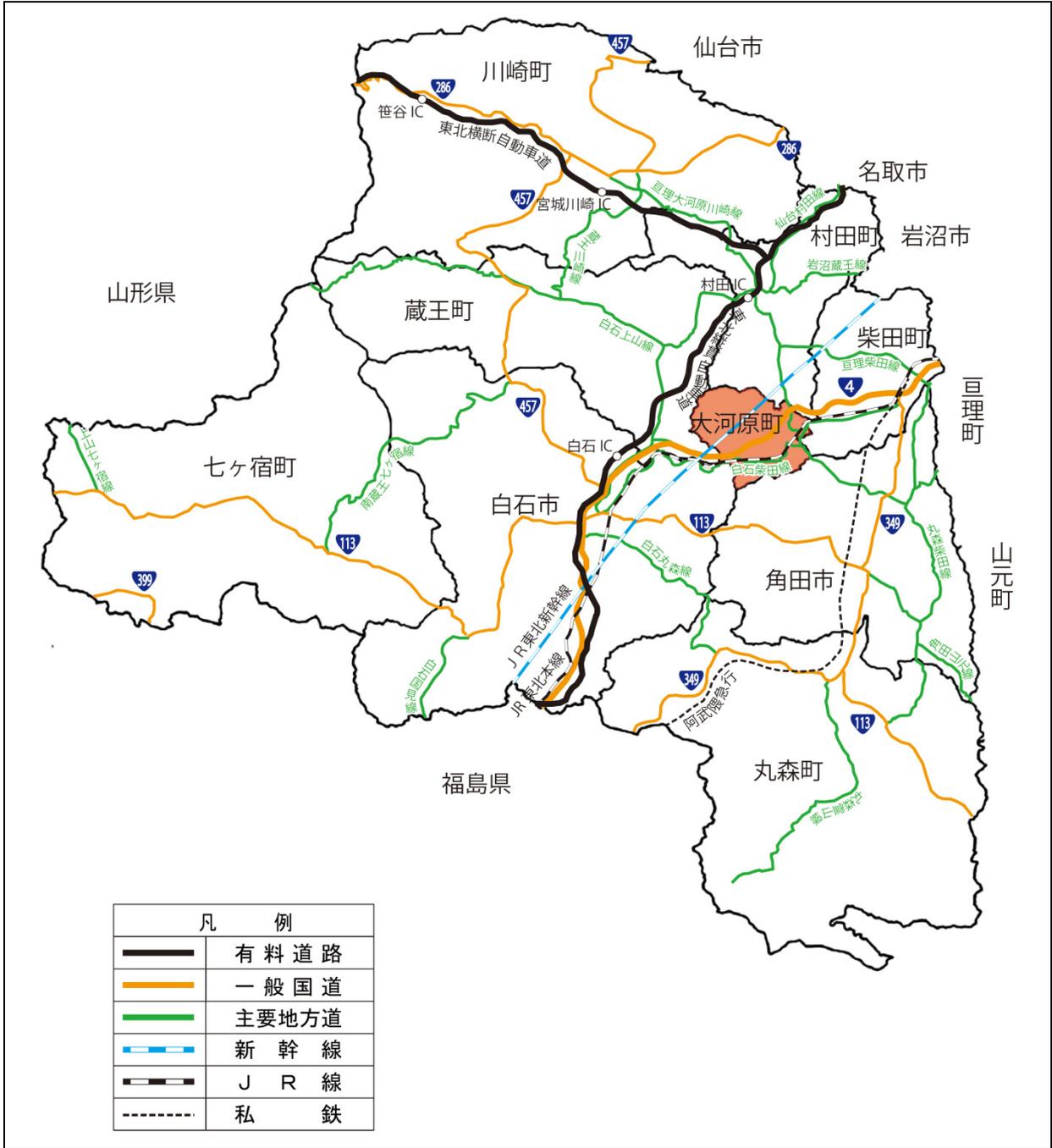
大河原町の主な道路としては、白石川左岸に一般国道4号、白石川右岸に主要地方道白石柴田線があり、それぞれ地域の東西を結ぶ主要な道路となっています。

なお、鉄路としてはJ R東北本線が主要地方道白石柴田線と並走しており、町の東側にJ R大河原駅があります。また、地域の南北を結ぶ主要地方道亘理大河原川崎線も町の東側で一般国道4号や主要地方道白石柴田線とそれぞれ交わっており、大河原町は仙南地域にとって交通結節点としての役割を担っています。

表 2-4 広域交通網の状況

種 類	路 線 名
高速自動車国道	東北縦貫自動車道
高速自動車国道	東北横断自動車道
国 道	一般国道4号
国 道	一般国道113号
国 道	一般国道286号
国 道	一般国道349号
国 道	一般国道399号
国 道	一般国道457号
主要地方道	主要地方道白石上山線
主要地方道	主要地方道上山七ヶ宿線
主要地方道	主要地方道亘理大河原川崎線
主要地方道	主要地方道白石丸森線
主要地方道	主要地方道岩沼蔵王線
主要地方道	主要地方道丸森柴田線
主要地方道	主要地方道仙台村田線
主要地方道	主要地方道角田山元線
主要地方道	主要地方道丸森霊山線
主要地方道	主要地方道白石国見線
主要地方道	主要地方道蔵王川崎線
主要地方道	主要地方道白石柴田線
主要地方道	主要地方道南蔵王七ヶ宿線
主要地方道	主要地方道亘理柴田線
新 幹 線	東北新幹線
J R 線	J R東北本線
私 鉄	阿武隈急行

出典：「宮城県管内図（路線図）」（平成28年 株式会社マップテクノ仙台）



出典：「宮城県管内図（路線図）」（平成28年 株式会社マップテクノ仙台）

図 2-7 広域交通網図

## (5) 通勤通学動向

仙南地域での通勤通学による流動人口において、流入人口が流出人口を上回る流入超過の市町は七ヶ宿町、村田町、角田市のみで、他の市町は流出人口が流入を上回る流出超過の状況となっています。

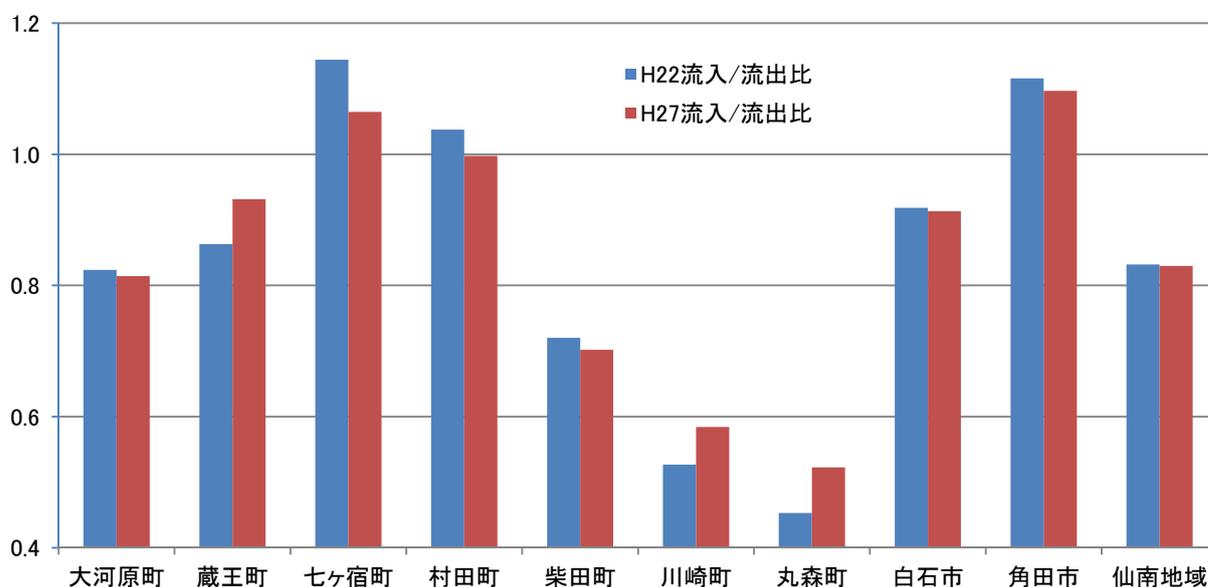
大河原町は、流出人口が柴田町に次いで多い地域となっています。

表 2-5 通勤・通学による流入流出人口

(人)

	平成 27 年			平成 22 年		
	流出人口	流入人口	流入/流出比	流出人口	流入人口	流入/流出比
大河原町	7,572	6,165	0.8	7,570	6,235	0.8
蔵王町	3,084	2,873	0.9	3,061	2,642	0.9
七ヶ宿町	201	214	1.1	187	214	1.1
村田町	3,344	3,336	1.0	3,340	3,466	1.0
柴田町	11,600	8,144	0.7	11,169	8,045	0.7
川崎町	2,078	1,214	0.6	2,149	1,132	0.5
丸森町	3,485	1,821	0.5	3,837	1,738	0.5
白石市	6,584	6,013	0.9	6,464	5,936	0.9
角田市	6,783	7,439	1.1	6,780	7,565	1.1
仙南地域	44,731	37,219	0.8	44,557	36,973	0.8

出典：「国勢調査」（平成27年 総務省統計局）

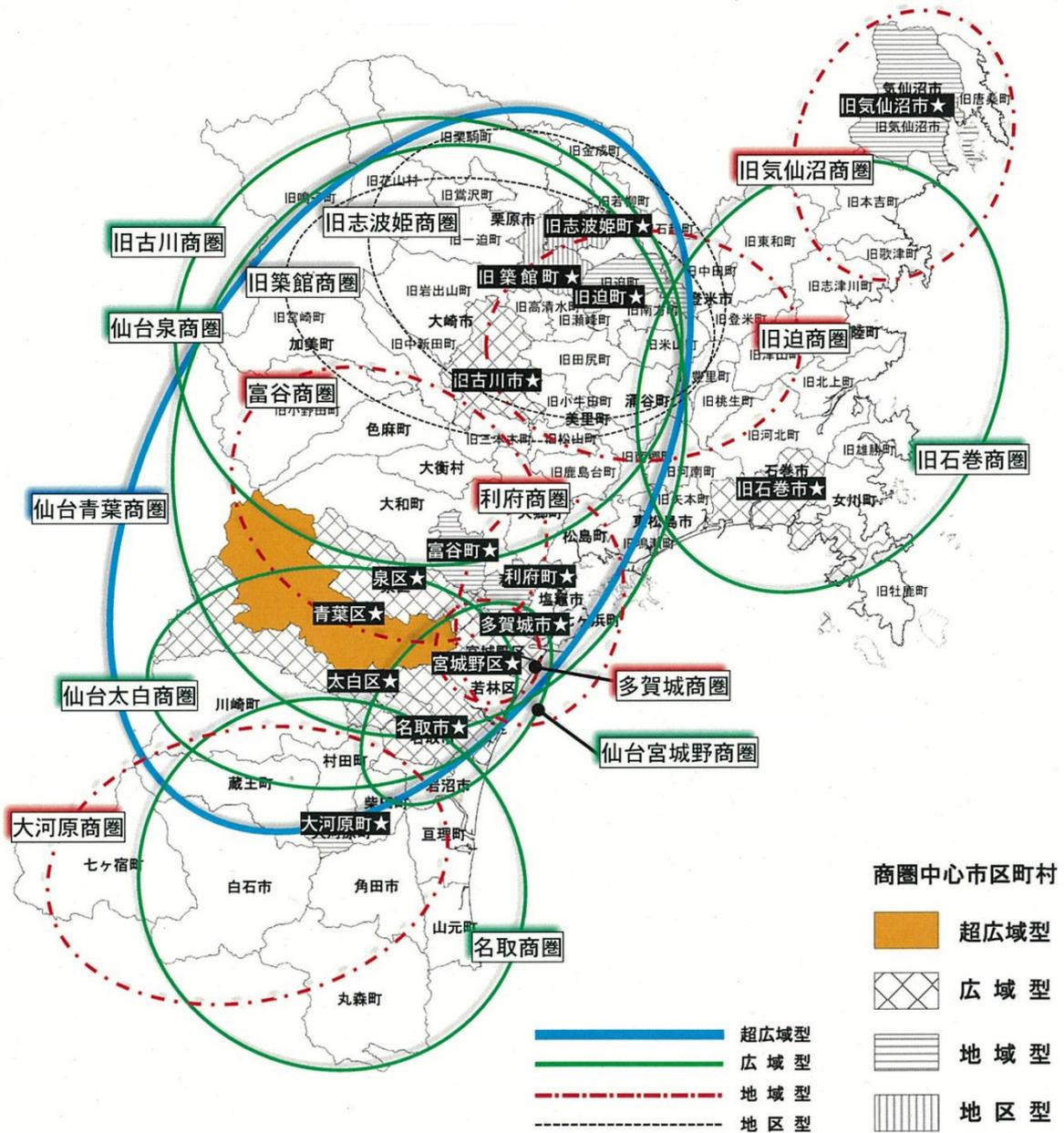


出典：「国勢調査」（平成27年 総務省統計局）

図 2-8 通勤・通学による流入流出人口比の推移

(6) 買い物動向

宮城県では現在、下図に示す15の商圏が設定されており、大河原町は仙台市中心市街地を中心とする超広域型の「仙台青葉商圏」の一部に含まれ、かつ名取市を中心とする広域型（吸引人口10万人以上）の「名取商圏」と、仙南広域行政圏に準じ大河原町が商圏中心町となる地域型（吸引人口2万人以上）の「大河原商圏」に含まれています。



出典：「宮城県の商圏分布」（平成27年 宮城県）

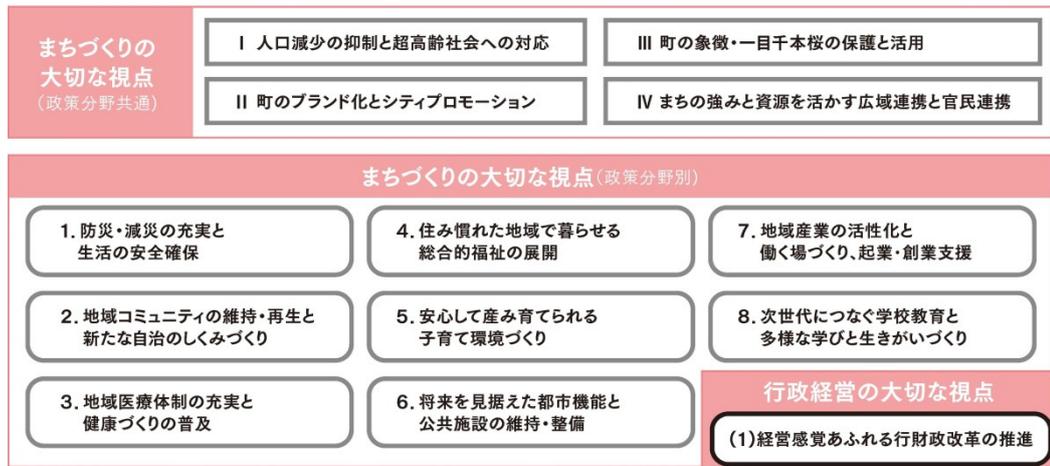
図 2-9 宮城県の商圏分布

2. 上位関連計画

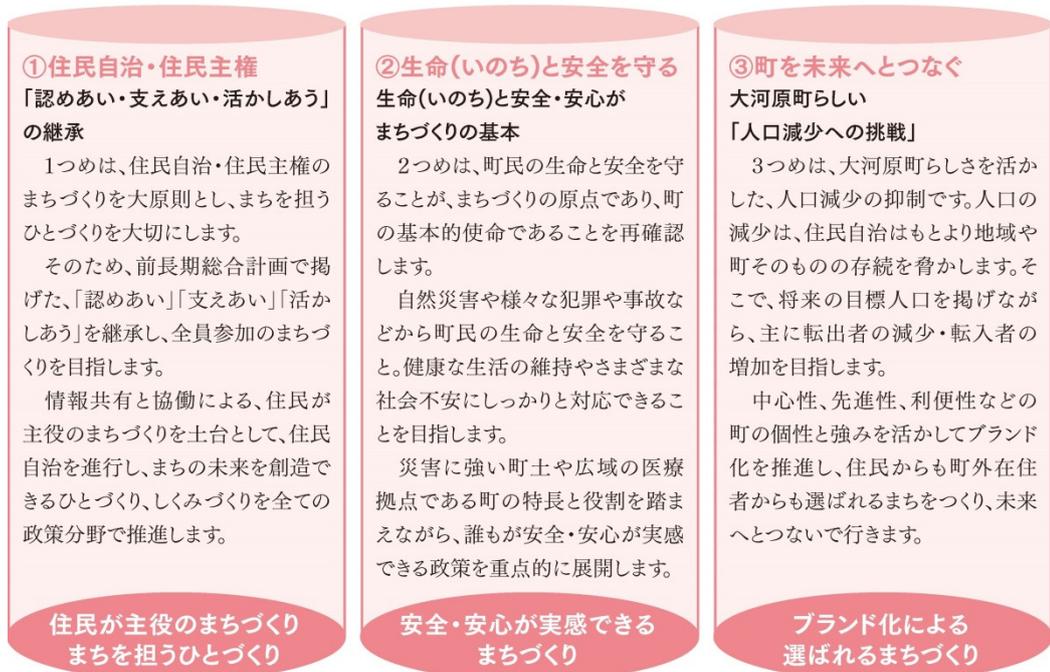
(1) 第6次長期総合計画

大河原町では、総合的かつ計画的な町政の運営を推進することを目的として「大河原町総合計画の策定等に関する条例」（平成25年 条例第11号）に基づき、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる基本構想、基本計画及び実施計画を、約10年単位を目途として策定しています。

第6次長期総合計画（平成31年度～令和11年度）では、各政策分野の施策や事業を総合的かつ横断的に効率よく展開し最大の効果を求めるために、「安全・安心のまちづくり戦略」、「おおらかでたくましい人づくり戦略」、「まち全体のブランド化戦略」の3つの戦略を『一目千本桜プロジェクト』として策定しています。



3つのまちづくりコンセプト(3本柱)



出典：「第6次大河原町長期総合計画 基本構想」（平成31年 大河原町）

図 2-10 第6次長期総合計画・基本構想のコンセプト



「一目千本桜」の生命(いのち)を住民みんなで守る。みんなの心のよりどころとして、未来へつなぐ。町の象徴として、情報発信し広げて行く。「一目千本桜」を町のイメージの代表として、まちづくりの様々な場面で活用しながら、プロジェクトを推進します。

出典：「第6次大河原町長期総合計画 基本構想」(平成31年 大河原町)

図 2-11 第6次長期総合計画・一目千本桜プロジェクト

## (2) 第4次国土利用計画

大河原町では、町士の総合的・計画的な利用を図ることを目的として、国土利用計画法（昭和49年 法律第92号）第8条の規定に基づき、国土の利用に関する基本構想や国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要などについて大河原町長期総合計画に即して策定しています。

第4次国土利用計画（平成31年度～令和11年度）では、「災害に強い環境整備の推進」、「環境と景観に配慮した土地利用の推進」、「低・未利用地の有効利用と良好な住環境整備の推進」、「広域拠点機能を充実する土地利用の推進」、「地域産業振興のための適正な土地利用の推進」を基本方針として以下の利用区分別の土地利用基本方針を設定しています。

※一部抜粋

<p><b>【農地】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●食糧を供給する主要な生産基盤として、必要な農地の確保と集積を図る。また、食糧需要の動向に対応した農地の利用と、地力の維持増進に配慮した利用の高度化、効率化により、生産性の向上に努めるとともに、環境に配慮した農業生産の推進を図る。</li> </ul>	<p><b>【道路】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般道路については、国道4号拡幅、金ヶ瀬さくら大橋が完了し、交通の要衝としての機能が高まったことから、今後は維持修繕や老朽化対策・長寿命化対策を進める。また、狹隘道路の解消やバリアフリー化等による人に優しい道路づくり、良好な沿道景観の形成、災害時の避難や救急救助活動等を支援する機能等、道路の多面的な機能の発揮や環境保全に十分配慮する。</li> <li>●農道については、農業の生産性向上及び農地の適正な管理を図るため、自然環境の保全に十分配慮しながら整備を図る。</li> </ul>	<p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●町民ニーズの多様化・高度化、少子・高齢化に対応し、文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、社会福祉施設等の公共施設の適正な配置と機能の充実に努める。</li> <li>●余暇需要の増大や自然とのふれあい志向の高まりに対応し、レクリエーション機能の充実に努める。</li> </ul>
<p><b>【森林】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●木材等の生産は少ないが、環境の保全、水資源の涵養、町民の憩いの場、自然学習の場等、町の資源としての公益的機能に配慮しながら、これらの多面的な機能が総合的に発揮されるように努める。</li> </ul>	<p><b>【宅地】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅地については、人口の動向、高齢化の進行、都市化の進展、町民のライフスタイルの変化に対応しつつ、周辺の環境と調和した良好な居住環境の確保と生活関連施設の整備を進める。市街地や土地区画整理地内の低・未利用地においては土地の有効活用を促進する。</li> <li>●工業用地については、町民所得の向上、就業機会の確保、住工混在による弊害の解消等を図るため、公害の防止や環境の保全に配慮しつつ、工場の立地動向等に応じて、工業生産に必要な用地の確保を図る。</li> </ul>	<p><b>【市街地】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●既成市街地については、地域住民の安全を重視した都市基盤の整備を促進し、中心市街地の活性化を図るとともに、低・未利用地の有効利用を促進する。</li> <li>●新たに宅地化を図るべき地区においては、上下水道等の関連施設整備計画との整合性を図るとともに、地域の実情や周辺の環境・景観に配慮し、計画的に良好な市街地等の整備を促進する。</li> <li>●住居系、商業系、業務系等の多様な機能や防災施設を適正に配置すること等により、都市活動による環境への負荷が少なく、災害に強い都市の形成を図る。</li> <li>●美しく良好な街並み景観を形成することや緑地及び水辺空間を確保し、ゆとりのある都市環境の形成を図る。特に一目千本桜の保全に努め、町の象徴として維持していく。</li> </ul>
<p><b>【原野等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を図る。</li> </ul>		
<p><b>【水面・河川・水路】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●農業用水等の水資源を確保するため、農業用排水路の整備及び河川における水害防止のための整備を図る。また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、自然環境の保全に配慮するとともに、生物の生息・生育環境、潤いのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース等、多様な機能の維持・向上を図る。</li> </ul>		

出典：「大河原国土利用計画の概要」（平成30年 大河原町）

図 2-12 利用区分別土地利用の基本方針

(3) 仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

仙南地域の白石、角田、蔵王、大河原、村田、柴田、川崎、丸森の8市町は、広域的な観点から公共施設等の効率的配置や相互利用の促進、広域交通ネットワークの整理、交流人口の拡大に向けた地域の特性を活かした周遊的な観光の促進などによる圏域の一体となった発展を図ることを目的に、平成42年を目標年次とする「仙南広域都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」として、仙南広域都市計画区域における整備、開発及び保全の方針を定めています。

仙南広域都市計画区域の将来像は、『地域の魅力を高め合い、圏域内外の人と文化が交流する県南部の広域生活圏の形成』であり、「連携による個性を活かした地域づくり」、「安全で質の高い生活空間づくり」、「魅力ある産業地づくり」の3つの基本方針より推進することとしています。

なお、「仙南広域都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」では、都市の将来構造として『市街地ゾーン』、『田園・集落共生ゾーン』、『自然環境保全・活用ゾーン』からなる土地利用ゾーニングを設定しています。

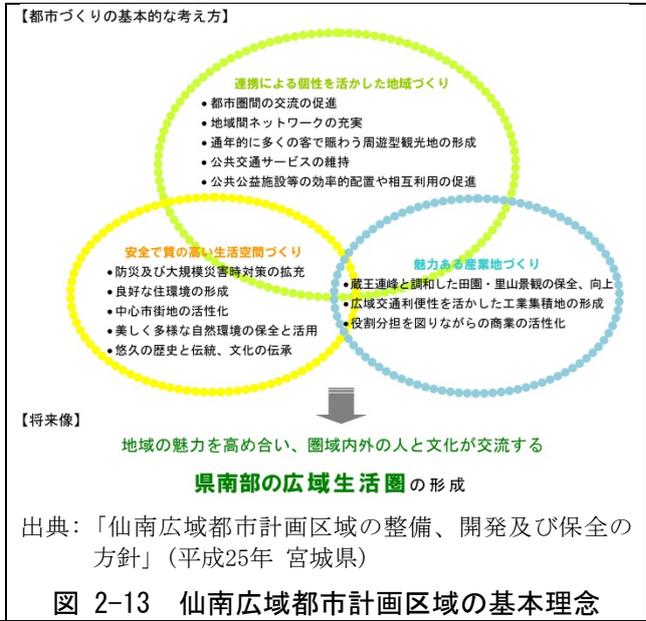


図 2-13 仙南広域都市計画区域の基本理念



図 2-14 仙南広域都市計画区域の土地利用ゾーニング

#### (4) 仙南広域観光推進プラン

宮城県大河原地方振興事務所と仙南地域の2市7町は、宮城県の重要な広域観光圏である仙南地域において、観光立国や復興支援の追い風を活用しつつ、観光客の増加など交流人口の拡大と観光による地域経済の活性化を図ることを目的に、平成31年度を目標年次とする「仙南地域広域観光推進プラン」として、主体的に広域観光を進めるにあたっての観光振興の方向性や具体的な施策・取組を定めています。

仙南地域の観光振興の基本理念と目標は以下のとおりです。

##### 基本理念

仙南地域は、山岳、高原、里地里山、田園、河川流域、城下町といった日本の原風景を表徴する多様な地理的特性を有するフィールドで、自然景観・歴史・文化・温泉・花・スキー場などの豊富な観光資源にも恵まれており、観る観光だけでなく、レクリエーションやリゾート等の滞在・体験型観光が楽しめる、多様性の高い地域です。

また、「蔵王」は全国レベルの知名度を有する観光資源であることから、仙南地域の観光振興においては、みやぎ蔵王三十六景の取組等により「みやぎ蔵王」のブランド化を進めているところです。

このようなことから、仙南地域の2市7町がそれぞれの個性を活かした観光振興を行いながら、「蔵王」を活用した広域連携を進めることにより、多様なヒト・モノ・コトの輝きを繋ぎ合わせて、仙南らしい温かいおもてなしの心で観光客の多様なニーズに応え、国内外から多くの観光客が集まる魅力的な観光地づくりを目指します。

##### 目標像

上記の基本理念に基づき、仙南地域が目指す観光地としての目標像を以下のとおり定めます。

### Link ZAO ～求める旅がそこにある～

「Link ZAO」(リンク ザオウ)は、全国レベルの知名度がある「蔵王」を活用し、仙南地域の2市7町が個性を発揮しながら相互の連携を深めることにより、一体的な観光地が形成された姿を表しています。

また、サブタイトル「求める旅がそこにある」には、仙南地域の多様な観光資源を活かした観光メニューの充実と、温かいおもてなしにより、観光客の多様なニーズに応じていくという思いを込めています。

出典：「仙南地域広域観光推進プラン」(平成29年 宮城県大河原地方振興事務所、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町)

本計画では、『仙南地域の魅力向上と認知度向上による「みやぎ蔵王」ブランドの構築』、『多様な観光資源の連携による体験・滞在型観光の推進』、『国内外から人が集まる「みやぎ蔵王」の観光基盤体制づくり』の3つの基本方針を定め、それぞれに応じた取組・施策をあげています。

<b>目標像</b>	<b>Link ZAO ～求める旅がそこにある～</b>
<b>基本方針1</b>	<b>仙南地域の魅力向上と認知度向上による「みやぎ蔵王」ブランドの構築</b>
<b>施策1</b>	<b>広域連携による「みやぎ蔵王」ブランド戦略の展開</b>
	①「みやぎ蔵王三十六景」及び「みやぎ蔵王温泉郷」を活用したイメージ戦略の展開 ②広域連携による「みやぎ蔵王」のプロモーション
<b>施策2</b>	<b>「みやぎ蔵王」ならではの観光資源の魅力向上</b>
	①観光資源の発掘・磨き上げ ②観光客を惹きつける“食”の広域展開
<b>施策3</b>	<b>「みやぎ蔵王」の多彩な魅力のPRによる誘客促進</b>
	①WEBを活用した効果的な情報発信 ②連携による効率的なイベントの展開 ③国外・県外からの誘客に向けたプロモーション
<b>基本方針2</b>	<b>多様な観光資源の連携による体験・滞在型観光の推進</b>
<b>施策4</b>	<b>宿泊を促す体験・滞在型メニューの充実</b>
	①新たな体験・滞在型観光メニューの造成 ②多様な宿泊サービスの提供 ③教育旅行等の誘致
<b>施策5</b>	<b>広域連携による多様で魅力ある周遊ルートの形成</b>
	①周辺観光圏域との広域観光ルートの形成 ②仙南地域の観光ルートの形成
<b>施策6</b>	<b>周遊促進に向けた情報・交通のネットワーク化</b>
	①仙南地域の観光情報の共有と一体的な提供 ②交通情報及び観光サインの充実 ③仙南地域の交通ネットワークの充実
<b>基本方針3</b>	<b>国内外から人が集まる「みやぎ蔵王」の観光基盤体制づくり</b>
<b>施策7</b>	<b>インバウンド受入体制の強化</b>
	①観光情報の多言語化 ②外国人向け案内表示等の整備 ③観光従事者等の外国人接客力向上 ④無線LAN環境の整備 ⑤周遊しやすい交通環境の整備
<b>施策8</b>	<b>仙南地域の観光を支える人材育成</b>
	①観光地域リーダー育成 ②観光関係者のおもてなし力向上及び普及啓発
<b>施策9</b>	<b>観光振興を推進する連携体制の強化</b>
	①多様な関係主体が連携した一体的観光運営組織の運営

出典：「仙南地域広域観光推進プラン」（平成29年 宮城県大河原地方振興事務所，白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町）

図 2-15 仙南地域広域観光推進プランの施策の体系

## (5) 大河原町地域防災計画

本町では、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町域に係る 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減することを目的として地域防災計画を策定（平成27年3月）しています。

## 1) 第1章第1節 風水害に強いまちづくり

第1章第1節では『風水害に強いまちづくり』として、「水害予防対策」、「土砂災害予防対策」、「風雪害予防対策」、「農林業災害予防対策」、「市街地の防災対策」などについてそれぞれ示しています。

表 2-6 災害予防対策に関する主な整備項目

分類	項目	内容
水 害 予 防 策	保安林の指定及び整備	森林の維持造成を通じ災害に強い町土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林の保安林指定を検討する。
	林道施設の整備	町は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・う回路として、連絡線形となるような林道を森林整備事業計画に基づいて整備する。また、避難広場等の防災安全施設の設置について検討する。
	市街地等の雨水排水整備計画	町は、排水整備計画の推進と公共下水道事業の整備を図り、浸水等による災害を防止する。
土 砂 災 害 予 防 対 策	土石流危険渓流の防災措置	町は関係機関と連携を図り、土石流の発生が予想される危険渓流等を調査・把握し、そのうち、治水上、砂防のため砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地について砂防指定地としての指定推進に努める。
	急傾斜地崩壊危険区域の防災措置	町は、崩壊危険箇所の調査結果に基づき、特に相当数の住民に危険が予想される地域については、地区住民の協力のもとに災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として県の指定を受け、防災工事が進められるよう努める。
風 雪 害 予 防 対 策	道路交通の確保計画	町は、あらかじめ除雪を優先する幹線道を定め、積雪時における道路機能の確保を図る。
農 林 業 災 害 予 防 対 策	集落の安全確保	避難路や避難地等の確保、消防用施設の確保、集落の防災施設整備
	市街地の防災対策	避難路、避難場所、延焼遮断帯及び防災活動拠点としての機能を有する都市公園の整備促進に努める。なお、都市公園の整備の際は、食料や医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、防災トイレ等の整備に努める。

出典：「大河原町地域防災計画」（平成27年 大河原町防災会議）

2) 第1章第2節 建築物等の予防対策

第1章第2節では『建築物等の予防対策』として、「公共施設等や防災基幹施設の堅牢性・安全性」、「浸水等風水害対策」、「一般建築物対策」などについて示しています。

表 2-7 建物等の予防対策に関する主な整備項目

分類	項目	内容
公共施設等や 防災基幹施設 の堅牢性及び 安全性	公共施設等	町は、学校、公民館、公共住宅等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。
	防災基幹施設	町役場庁舎、消防・警察等の防災関係機関の施設、医療機関等の防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることから、町及び防災関係機関は、施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢化及び安全性の確保を図る。
浸水等 風水害対策	防水扉及び防水版	町は、防水扉及び防水版の整備など、建物を浸水被害から守るための対策を促進するとともに、浸水被害を防止するため、土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じる。
	要配慮者利用施設	町は、要配慮者が居住・利用する施設については2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう施設の管理者等に対し呼びかけるものとする。
一般建築物 対策	がけ地近接等危険 住宅移転事業	がけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っています危険住宅を安全な場所に移転する必要性を啓発することにより災害を未然に防止する。
	建築物密集地帯 の対策	本町における住宅等建築物の密集区域は、火災の拡大による大火災が予想されるので、消火、避難施設の整備、不燃材料の使用促進等、防災上の指導が必要である。

出典：「大河原町地域防災計画」（平成27年 大河原町防災会議）

3) 第1章第3節 ライフライン施設等の予防対策

第1章第3節では『ライフライン施設等の予防対策』として、「水道施設」、「下水道施設」、「ガス施設」、「電力施設」、「電気通信施設」の災害防止対策などについて明記されています。特に水道施設については安全性強化について詳しく示しています。

表 2-8 水道施設の予防対策に関する主な整備項目

分類	内容
水道施設	町は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管、配水幹線及び配水池などの基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせた計画的な整備を行う。
	町は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。
	町は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。

出典：「大河原町地域防災計画」（平成27年 大河原町防災会議）

## 4) 第1章第11節 防災拠点等の整備

第1章第11節では『防災拠点等の整備』として、「防災拠点の整備」、「防災用資機材等の整備」、「臨時ヘリポート及び物資集積場所の確保」などについて明記されています。特に防災拠点の整備について具体的に示しています。

表 2-9 防災拠点の整備に関する内容

分類	内容
防災拠点の整備	町は、防災関係機関との相互応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開・宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。
	町は、県と連携して、広域的な応援人員の集結や、各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として、既存施設の活用等について検討する。
	町は、庁舎における災害対策本部等の機能充実を図るため太陽光発電及び蓄電池等の整備に努めるとともに、保健センターについても避難所等への保健師の派遣並びに炊き出し食糧の配布など保健衛生及び栄養管理等の拠点とするため庁舎と同様に太陽光発電及び蓄電池等の整備に努める。
	町及び防災関係機関は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、医薬品等の適切な備蓄及び調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた非常通信手段の確保や非常用発電機の燃料確保に努める。
	町は、町役場庁舎被災時における災害対策本部機能の代替性の確保に努める。
	町は、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実に努める。

出典：「大河原町地域防災計画」（平成27年 大河原町防災会議）

## 5) 第1章第15節 避難対策

第1章第15節では『避難対策』として、「避難場所等の指定」、「避難場所の指定基準」、「避難所等の確保」、「避難路の確保」、「避難路等の整備」、「避難計画の整備」、「避難誘導體制の整備」、「避難に関する広報」、「避難行動要支援者の支援方策」、「教育・保育期間における対応」などについて明記されています。特に避難場所の指定基準、避難所等の選定要件、避難路の指定留意点などについて示しています。

表 2-10 避難場所・避難所等・避難路の整備に関する内容

分類	内容
指定緊急避難場所の選定基準	ア 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
	イ 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
	ウ 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること。
避難所等の選定要件	ア 「避難場所の確保」で示した条件を満たすところの施設であること（避難所の必要面積は、おおむね3.3㎡当たり2名を目安とする。）。
	イ 救援、救護活動を実施することが可能であること。
	ウ 給水、給食等の救助活動が可能であること。
	エ その他被災者が生活するうえで、町が適当と認める場所であること。
避難路を指定する際の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な幅員があること。</li> <li>・万一に備え、複数の経路を確保すること。</li> <li>・がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路を選定すること。</li> </ul> 上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について町は道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因の排除に努める。

出典：「大河原町地域防災計画」（平成27年 大河原町防災会議）

## 6) 第1章第16節 避難収容対策

第1章第16節では『避難収容対策』として、「避難所の確保」、「避難の長期化対策」、「避難所における愛護動物の対策」、「応急仮設住宅対策」、「帰宅困難者対策」、「被災者等への情報伝達体制等の整備」、「孤立地域対策」などについて明記されています。特に指定避難所等の指定基準などについて示しています。

表 2-11 指定避難所等の整備に関する内容

分類	内容
指定避難所等の指定基準	ア 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものですこと。
	イ 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものですこと。
	ウ 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していますこと。
	エ 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものですこと。

出典：「大河原町地域防災計画」（平成27年 大河原町防災会議）

## 7) 第2章第12節 交通・輸送活動

第2章第12節では『交通・輸送活動』として、「緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位」、「緊急輸送体制の確立」、「輸送力の配分」、「災害救助法に基づく措置基準」、「災害発生時の自動車運転者のとるべき措置」、「交通規制の実施」、「緊急通行車両の確認等」、「障害物の除去」などについて示しています。

